

発刊の辞

下山憲治

地方自治総合研究所監修による「地方自治関連立法動向」第1集（2013年8月）の発行以降、今回の発行により第8集となる。地方自治関連立法動向研究会は、2010年11月に地方自治総合研究所に設置され、10年の節目を迎えた。この地方自治関連立法動向の調査研究の目的は、2000年の地方自治法改正とその後2009年4月1日までの同法改正を取り入れ、2010年に公刊された地方自治総合研究所監修『逐条研究 地方自治法 別巻 新地方自治法（上・下）』の企画趣旨を踏まえ、地方自治に関連する主要な法律の制定改廃の動向、その立法過程を分析・検討して制定改廃の背景、趣旨、目的などを明らかにし、地方自治への意義、効果・影響等について研究する作業を進め、今後の逐条研究を著す際の基礎資料とすることにある。今後は、この作業を継続しつつ、逐条研究も併せて進めることとしたい。

この第8集では、第200回国会（臨時会、2019年10月4日から12月9日までの67日間）、第201回国会（常会、2020年1月20日から6月17日までの150日間）、そして、第202回国会（臨時会、2020年9月16日から9月18日までの3日間）の3会期で制定改正された法律を対象としている。なお、第202回国会は、安倍晋三内閣の総辞職を受け、内閣総理大臣の指名選挙が行われたもので、新規の法案提出と法律の成立はなかった。

第200回国会では、内閣提出法案17件のうち16件が成立し、1件が参議院での継続審査となった。衆議院議員提出法案61件のうち、7件が成立し、51件が継続審査、1件が審査未了で、撤回が2件あった。参議院議員提出法案16件のうち、成立は1件、参議院未付託未了が15件であった。

第201回国会では、内閣提出法案60件のうち56件が成立し、継続審査が3件、審査未了が1件であった。衆議院議員提出法案78件のうち、8件が成立し、65件が継続審査、2件が審査未了で、撤回が3件あった。参議院議員提出法案30件のうち、審査未了1件、参議院未付託未了が29件であった。

このうち、本資料集では、以下の法令を取り扱う。本資料集では、立法動向を中心に分析対象としているが、法改正に伴う政省令等で重要なものも取りあげることとしている。

第1部 地方分権・地方創生関連法では、次の3本を取りあげている。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律～第10次一括法～（令和2年6月10日法律第41号）は、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）のうち、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲（1法律 軌道法）や、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（地方議会議員選挙の期日において住所要件を満たす者であることを宣誓書に追加（公職選挙法）、市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し（森林法）など9法律）を一括して改正するものである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和2年6月3日法律第34号）は、主として、スーパーシティ構想実現のために複数の先端的サービス間でデータを収集・整理して提供するデータ連携基盤の整備事業を法定化し、当該事業の実施主体が国や地方公共団体に対しその保有するデータの提

出を求めることができるようにすることや、複数の先端的サービス事業の実現に不可欠となる複数分野の規制改革を同時かつ一体的に実現できるよう、特別な手続きを整備するものである。このほか、地域限定型規制のサンドボックス制度の創設等も規定している。

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年11月8日政令第156号）は、2017年地方自治法改正（平成29年法律第54号）により地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する賠償責任について、一定の条件を満たした場合、損害賠償責任額から条例で定める額を控除した額を定めることができることとされ、そのうち、政令で定める基準、最低限度額および一部免責の手續等について規定するものである。なお、改正対象となっているのは、地方自治法施行令のほか、公職選挙法施行令、地方公営企業法施行令、地方独立行政法人法施行令、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第1項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令である。

次に**第2部 税・財政関係法**では、次の4本を取りあげている。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和2年2月5日法律第1号）は、2019（平成31＝令和元）年度において所得税、法人税および地方法人税の税収の減少が見込まれ、2019年度第1次補正予算により同年度分の地方交付税交付金が7,349億4,300万円の減少となったが、「同年度当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため」、その減少額と同額を一般会計から交付税特別会計に組み入れ、この組入額に相当する額を一般会計から交付税特別会計に組み入れるとともに、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することを主な内容とする。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日法律第5号）は、2020年度税制改正の一環として行われた地方税法などの改正のうち、発電事業等および小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し、「企業版ふるさと納税」、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し、および森林環境譲与税の見直しを主な内容とする。

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日法律第6号）は、毎年度行われる地方交付税制度の改正を定めるもので、2020年度改正においては、地方交付税の総額の特例（通常収支にかかる地方交付税の総額を16兆5,882億円とする）、震災復興特別交付税の確保（総額を3,243億4,901万円とする）、地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入、臨時財政対策特例加算（2020年度には行われない）に関する規定の追加（地方交付税附則への第4条の3の追加）、緊急浚渫推進事業費の創設（地方財政法に第33条の5の11を追加）などを主な内容とする。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年4月30日法律第26号）は、2020年に新型コロナウイルスの感染が拡大し、経済に深刻な影響が及んだことに対処するため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ」（同年4月7日閣議決定、同月20日に一部変更）を受けて、地方税について納税の猶予や軽減措置、非課税措置の延長など、さらに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付を定めるものである。

最後に、**第3部 地方自治関連法**では、次の4本を取りあげている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年3月13日法律第4号）は、新型コロナウイルス感染症の発生およびそのまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与えることが懸念されるため、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する

新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施することができるようにする附則改正である。なお、この法律の施行日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、この対応を行うことが予定されている。ちなみに、同法は、第204回国会において再度改正（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年2月3日法律第5号））されているが、その内容等は第9集に掲載予定である。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年2月5日法律第2号、令和2年4月3日法律第16号）は、2018年の豚熱（CSF）の発生・拡散とアジア地域におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生・拡散を受け、衆法と閣法の2回にわたって改正が行われた。衆法は、特例的にアフリカ豚熱を予防的殺処分の対象にするものであり、野生動物における悪性伝染性疾病のまん延による当該病原体の拡散防止に係る措置を講ずるとともに、都道府県知事による飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充、予防的殺処分制度の対象となる家畜伝染病の拡大、輸出入検疫に係る家畜防疫官の権限の強化等の措置を講ずるものである。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年4月17日法律第18号）は、近年、文化財および文化芸術資源を観光資源として活用しようとする動きが活発に行われているなかで、文化財の観光資源化としての活用を促進するための仕組みを創出するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、国による基本方針の策定、拠点計画及び地域計画の認定、そしてこれらの認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等を定めている。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日法律第52号）は、高齢者や障害者、子ども、生活困窮者といった福祉領域の縦割りをなくし、引きこもりや貧困、介護などの複合的な問題に市区町村が包括的な対応をできるようにすることを主目的とする（一部を除き2021年4月1日に施行）。11法律の関連部分を一括改正するいわゆる束ね法で、その内容は①複雑・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築の支援、②地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、③医療・介護のデータ基盤の整備推進、④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、⑤社会福祉連携推進法人制度の創設にまとめられる。

本研究会も、新型コロナウイルス感染症感染拡大を受け、オンライン開催の形式を導入した。対面式にはない良さもあれば、やはり対面式ならではの良さもあり、それは、教育面においても、研究面においても同様であろう。第8集の対象期間は、国においても目玉となる政策を実現するための法制度整備が進められてきた。その一方で、即座に決定しなければならずやむを得ない部分があるとしても、新型コロナウイルス感染症対策について国民も自治体も頭を悩ませる多くの問題・課題がしっかりした議論や連携、法整備のないまま、その時々、その場その場で、ちぐはぐなままに進められている感は否めない。国にあっても、地方にあっても、善し悪しの評価は様々であろうが、その対応に関する精確な記録と見直しを踏まえて今後の改善につなげていかなければならないであろう。

最後に、この資料集が地方自治の研究や自治行政実務に役立ち、地方自治の発展のためにいささかでも寄与することができれば、執筆者一同の望外のよろこびである。なお、この資料集を含め第1集から、地方自治総合研究所のホームページ、研究所資料の項目を通じてPDFファイルにてダウンロードできるようになっている。